

# 川崎市資源集団回収事業連絡協議会補助金交付要綱

## (目 的)

第1条 この要綱は、川崎市資源集団回収事業連絡協議会（以下「協議会」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、もって資源集団回収事業（市内の家庭から排出される資源化物を市民が集団で回収する事業をいう。）に協力する業者の育成等を図り、廃棄物の減量化及び資源の有効利用を促進することを目的とする。

## (補助対象事業)

第2条 補助金交付の対象となる事業は、協議会が実施する次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 資源集団回収事業に関する調査研究並びに情報の収集及び提供に関する事業
- (2) 資源集団回収事業に関する指導相談及び研修会に関する事業
- (3) 川崎市環境局の施策に対する協力に関する事業
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

## (交付の申請)

第3条 協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書（第1号様式）を、交付を受けようとする会計年度の4月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 名称、住所及びその代表者氏名
- (2) 補助事業の名称及び目的
- (3) 補助金申請額
- (4) 補助事業の期間
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の目的・内容等を記載した事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

## (交付決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書類及び必要に応じて行う現地調査等に基づき、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、協議会に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定を行った日から30日以内に協議会に対し、補助金を交付するものとする。

## (活動状況及び収支報告)

第5条 協議会は、前条の規定により補助金の交付を受けたときは、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、川崎市資源集団回収事業連絡協議会活動状況・収支報告書（第2号様式）により、交付を受けた会計年度の翌年度の

5月末日までに市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の活動状況等を記載した事業実施結果報告書
- (2) 補助事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前2項に定める報告書等により補助金の余剰が判明したときは、速やかに余剰金を返還させなければならない。

4 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、第1項に定める帳簿等の証拠書類の検査その他の調査を行うことができる。

(補助金の返還)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 報告書の提出がないとき。
- (2) 申請書又は報告書の記載事項に虚偽があったとき。
- (3) 補助金の使途が適切でないとき。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(第1号様式)

川崎市資源集団回収事業連絡協議会補助金交付申請書

平成 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

所在地

名 称

代表者

川崎市資源集団回収事業連絡協議会補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けた  
いので、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の名称及び目的

2 補助金申請額

3 補助事業の期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4 添付書類

(第2号様式)

川崎市資源集団回収事業連絡協議会活動状況・支出報告書

平成 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

所在地

名 称

代表者

川崎市資源集団回収事業連絡協議会補助金交付要綱第5条に規定する川崎市資源集団回収事業連絡協議会の活動状況及び支出を次のとおり報告いたします。